

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成 23 年度)

平成 24 年 9 月 7 日

内閣官房行政改革推進室は、特殊法人等(11 法人^{注1})の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成 23 年度分)を取りまとめました。

特殊法人等については、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされています。

本年は6月 30 日までに、各法人及び主務大臣において、平成 23 年度分の役職員の給与等の水準を公表しております。

注1: 沖縄振興開発金融公庫、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園、日本年金機構、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の 11 法人。(平成 24 年 3 月 31 日時点)

(参考)

- ・ 特殊法人等は、業務全般に係る主務大臣の監督の下、適切な運営を確保する制度となっていますが、その役職員の具体的な給与水準等については労使交渉を経て各法人において決定される仕組みとなっています。
- ・ これまで、特殊法人等の役職員の給与等については、人事院勧告を受けて毎年閣議決定される政府としての取扱方針(「公務員の給与改定に関する取扱いについて」)に基づき、法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、主務大臣の要請を踏まえた人件費削減等の取組につき、必要な指導を行うとされています。

1. 職員の給与水準(資料1参照)

給与水準公表対象のうち 8 法人^{注1}を 1 つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数については、以下のとおり。

- 事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は 108.8(対前年度比 7.3 ポイント)
- 研究職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は 132.4(対前年度比 5.4 ポイント)

	平均年間給与額	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
	23 年度	22 年度	23 年度	対前年度差	22 年度	23 年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 6,779	116.1	108.8	7.3	114.3	107.9	6.4
研究職員	11,066	137.8	132.4	5.4	150.1	143.8	6.3

(注) 1 給与水準公表対象 11 法人のうち、機構より定額の人件費を支出者の出身銀行へ支払う形態となっている銀行等保有株式取得機構、平成 23 年 9 月設立の原子力損害賠償支援機構、平成 23 年 11 月設立の沖縄科学技術大学院大学学園を除いた 8 法人。

2 「対国家公務員指数」は、特殊法人等と国家公務員の給与の比率を特殊法人等の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の特殊法人等の給与水準を表す。

3 平均年間給与額は、対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値。

給与水準が高い理由として、法人はおおむね次のような理由を挙げている。

人材確保のため、同業種の民間機関(政策金融機関については民間金融機関等)等における給与水準の実情を勘案の上、給与水準を決定している。

事務所が大都市にあり、いわゆる地域手当の額が高い職員の割合が国家公務員と比較して高い。

業務の特性から高度な専門知識を有する人材を必要としており、国家公務員と比較し高い学歴の職員が多く、それに応じて給与が高くなっている。

2. 更なる給与水準の適正化に向けた取組(資料2参照)

各法人は給与水準の適正化に取り組んでいるが、給与水準が依然として国家公務員より高い傾向にあることから、給与水準の適正化について更なる取組が求められている。

このため、国家公務員と比べて給与水準が高い法人については、主務大臣が、給与水準の在り方等を検証し、その結果を給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ公表している。

3. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)(資料3参照)

法人の長、理事、監事の平均報酬は、前年度比でそれぞれ減少している。

	22 年度	23 年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	21,824	21,497	327	1.5
理 事	18,410	18,082	328	1.8
監 事	14,785	14,777	8	0.05

(注)給与水準公表対象となった 11 法人のうち、常勤役員が存在しない銀行等保有株式取得機構、23 年度途中に設立された 2 法人を除いた 8 法人の支給総額(長期間の欠員期間がある場合を除く)を役員数で除した数値を記載している。

4. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料4参照)

業績勘案率(各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が 0.0 から 2.0 の範囲で役員の業績に応じて決定する率)の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 23 年度中にその全額を支払い終えた役員は計 22 人で、総額約 1.4 億円が支給された。

	退職役員数	支給総額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
	(人)	(千円)		(千円)	
法人の長	1	8,674	6 年	8,674	「1.0」
理 事	18	114,068	3 年 2 月	6,337	1 人が「1.7」 1 人が「1.6」 1 人が「1.5」 3 人が「1.4」 2 人が「1.3」 4 人が「1.25」 1 人が「1.2」 4 人が「1.0」 1 人が業績評価の対象外
監 事	3	17,205	4 年	5,735	2 人が「1.0」 1 人が業績評価の対象外

(注)退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

5. 総人件費改革の取組(資料5参照)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号)に基づき、対象となる 8 法人^{注1}は、総人件費改革の一環として、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して、平成 18 年度以降平成 22 年度までの 5 年間(株式会社日本政策金融公庫を除く^{注2})で 5 %以上の人件費の削減を基本として取り組んだ。

各法人の平成 23 年度までの取組をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して、人件費の削減を行う 2 法人においては合計約 10.1 億円減(23.5%)、人員数の削減を行う 5 法人(株式会社日本政策金融公庫を除く)においては合計 477 人減(6.3%)となった。

(注)1 総人件費改革の対象法人は、沖縄振興開発金融公庫、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の 8 法人である。日本年金

機構は、社会保険庁改革において、人員削減のための独自のスキームが既に閣議決定されていること、年金記録問題に対応するための職員を確保する必要があるものの、当該人員は年金記録問題の処理を行うための一時的な人員であることといった特殊事情を考慮して、総人件費改革の対象法人となっていない。また、23年度途中に設立された2法人も、総人件費改革の対象法人となっていない。

- 2 株式会社日本政策金融公庫については、「経済危機対策」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来すことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済危機対策が時限的な措置であることを踏まえ、当面の間、人員の水準を確保(必要最小限度の110名)することとし、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標を実現することとしている。

(参考1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成23年度実績	削減状況(基準に対する増減)	
	平成17年度		金額	削減率
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
2	3,756,549	2,743,803	1,012,746	23.5

(参考2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成23年度実績	削減状況(基準に対する増減)	
	平成17年度		人数	削減率
	(人)	(人)	(人)	(%)
5	7,545	7,068	477	6.3

- (注) 1 平成24年3月31日時点の法人における取組状況の集計である。ただし、平成24年6月期の期末手当等において調整された平成23年人事院勧告による削減額を反映させている。(5,186千円)
- 2 人件費の削減率は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率(小数点第2位を四捨五入)を記載している。
 なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は2.4%、平成22年度は1.5%、平成23年度は0.23%となっている。
- 3 人件費の削減を行う法人に含まれる放送大学学園については、平成20年度で廃止された(独)メディア教育開発センターの業務が平成21年4月1日に移管されたため、「基準となる金額」欄の数字は移管前のメディア教育開発センターの金額を加えて修正した額となっている。

6. 人件費の状況(資料6参照)

平成23年度の総人件費改革の対象8法人^{注6}の最広義人件費(下段)は、前年度と比較して約32億円減少し、約1,923億円となった。

	平成22年度	平成23年度	構成比	対前年度差
	(千円)	(千円)		(千円)
給与、報酬等支給総額	(228,724,186) 131,906,922	(233,510,597) 130,328,888	(73.5) 67.8	(4,786,411) 1,578,034
退職手当支給額	(21,755,259) 16,867,161	(23,892,696) 17,459,995	(7.5) 9.1	(2,137,437) 592,834
非常勤役職員等給与	(25,785,378) 23,576,516	(22,143,766) 21,710,720	(6.9) 11.3	(3,641,612) 1,865,796
福利厚生費	(37,317,626) 23,129,354	(38,364,378) 22,753,648	(12.1) 11.8	(1,046,752) 375,706
最広義人件費	(313,582,450) 195,479,954	(317,911,442) 192,253,256	100.0	(4,328,992) 3,226,698

- (注) 1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。
- 2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当支給額である。
- 3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

- 4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。
- 5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しないことがある。
- 6 総人件費改革の対象法人については、5. 総人件費改革の取組の(注)を参照。表中下段は、総人件費改革の対象8法人の合計。上段括弧書きは、総人件費改革の対象外法人(日本年金機構)を加えた9法人の合計。23 年度途中に設立された2法人については、22 年度と23 年度の実績額が比較できないため除いている。

7. 特殊法人等の役職員の給与の見直し状況(資料7参照)

平成 24 年 7 月 1 日時点での「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成 24 年法律第 2 号)を踏まえた措置状況は以下のとおり。なお、対象法人は 11 法人に平成 24 年 4 月 1 日に設立された株式会社国際協力銀行を加えた 12 法人となっている。

	措置済	労使交渉中等
役員	全法人	-
職員	11法人	1法人

資料1 職員の給与水準

(1)事務・技術職員

主務省	法 人 名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成22年度	平成23年度	対前年度差	平成22年度	平成23年度	対前年度差
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	177	40.3	7,765	130.7	129.9	△ 0.8	136.7	136.4	△ 0.3
	原子力損害賠償支援機構	37	41.1	8,095	－	130.6	－	－	113.5	－
	沖縄科学技術大学院大学学園	23	40.3	7,129	－	118.2	－	－	128.6	－
金融庁	預金保険機構	172	46.6	8,685	121.6	122.1	0.5	103.2	102.8	△ 0.4
財務省	日本銀行	3,637	41.5	7,895	127.4	127.1	△ 0.3	122.5	122.5	0.0
	株式会社日本政策金融公庫	7,105	40.7	7,863	128.4	129.6	1.2	124.4	126.0	1.6
文部科学省	放送大学学園	143	43.5	6,913	102.9	105.6	2.7	104.6	108.1	3.5
厚生労働省	日本年金機構	10,579	42.3	5,469	92.7	85.4	△ 7.3	94.8	87.0	△ 7.8
農林水産省	日本中央競馬会	1,054	40.8	8,672	147.1	144.1	△ 3.0	142.1	138.8	△ 3.3
	農水産業協同組合貯金保険機構	14	48.6	8,723	116.5	118.5	2.0	96.3	99.3	3.0
8法人		22,881	41.6	6,779	116.1	108.8	△ 7.3	114.3	107.9	△ 6.4

- (注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成24年6月30日時点）を取りまとめたものである。
- 2 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員（行政職（一））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
- 3 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。
- 4 銀行等保有株式取得機構については、常勤職員が全員会員銀行等からの出向者であり、出向契約に基づき、機構より定額を出身銀行へ支払う形態となっているため、「対国家公務員指数」は算出していない。
（なお、出向者は7人、平均年齢44.1歳、平均年間給与額（機構支給分）3,857千円である。）
- 5 原子力損害賠償支援機構は平成23年9月、沖縄科学技術大学院大学学園は平成23年11月に設立された法人であるため、22年度の指数については、表示していない。
- 6 8法人欄の対国家公務員指数は、原子力損害賠償支援機構・沖縄科学技術大学院大学学園を除く対国家公務員指数公表対象法人について、8法人を1つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数である。
- 7 8法人欄の年間平均給与額は、原子力損害賠償支援機構・沖縄科学技術大学院大学学園を除く対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値である。

(2)研究職員

主務省	法 人 名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成22年度	平成23年度	対前年度差	平成22年度	平成23年度	対前年度差
農林水産省	日本中央競馬会	46	43.6	11,066	137.8	132.4	△ 5.4	150.1	143.8	△ 6.3
全法人(1法人)		46	43.6	11,066	137.8	132.4	△ 5.4	150.1	143.8	△ 6.3

- (注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成24年6月30日時点）を取りまとめたものである。
- 2 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員（研究職）の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
- 3 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。
- 4 平成23年度における対国家公務員指数公表対象法人（研究職員）は日本中央競馬会のみであった。

資料2 特殊法人等による平成24年度対国家公務員指数の推計値等一覧

(1)事務・技術職員

項 目 特殊法人等			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策等)	平成24年度に見込まれる 対国家公務員指数																
			年齢	年齢 ＋ 地域	年齢 ＋ 学歴	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴				年齢	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴															
1	内閣府	沖縄振興開発 金融公庫	129.9	138.4	125.0	136.4	1. 高い専門性を有する人材の確保 当公庫は、沖縄県のみを対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に行う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。 一般の金融機関が行う金融サービスを補完し、民間投資を促進するため、事業に必要な長期資金を出融資しているほか、住宅・医療・教育等の生活分野における多様な資金ニーズにも応えている。また、蓄積した経済・金融情報やノウハウの提供により、各種の産業施策の立案やプロジェクトの企画形成の支援に加え、創業者の支援、新規事業育成のための出資にも積極的に取り組んでいる。 当公庫の職員には、このような業務を遂行するにあたって、より高い専門性に対応できる能力が必要であることから、大学卒以上を中心とする職員採用を継続的に実施している。また、こうした人材を確保するためには、当公庫と同様に専門性の高い業務を行っている民間企業等の給与水準も考慮する必要があることから、国家公務員に比べて給与水準が高くなっている。なお、職員の96.0%が総合職扱いの大学卒となっており、国家公務員（行（一）大学卒52.6%）に比べ大学卒の割合が高い。 (学歴別の人員構成) <table><tr><td></td><td>大学卒</td><td>短大卒</td><td>高校卒</td><td>中学卒</td></tr><tr><td>当公庫</td><td>96.0%</td><td>2.8%</td><td>1.1%</td><td>－</td></tr><tr><td>国家公務員 (行（一）)</td><td>52.6%</td><td>12.8%</td><td>34.6%</td><td>0.1%</td></tr></table> 注1:大学卒には修士課程以上の修了者を含む。 注2:国家公務員の人員構成は、「平成23年国家公務員給与等実態調査」による。 注3:当公庫では、最終学歴が中学卒の職員はいないことから、「－」にて表示。 2. 離島地域の資金ニーズに対する対応 当公庫は、多くの離島を抱える沖縄にあって、離島地域のニーズにきめ細かく対応するために、宮古支店、八重山支店を有している。両支店の職員に対しては、国家公務員に準じて特地勤務手当を支給しているが、その受給者が10.2%と、国家公務員（行（一））の受給者0.7%を上回っていることも、国家公務員に比べて給与水準が高くなっている要因である。		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	96.0%	2.8%	1.1%	－	国家公務員 (行（一）)	52.6%	12.8%	34.6%	0.1%	従来より、国家公務員に準じた人件費削減の取組について要請を行っているところであり、これを踏まえて沖縄公庫では、①役職員の定員削減（平成18年度から平成22年度の5年間の人員削減計画期間で5.2%、平成23年度までの6年間で5.7%削減）、②国に準じた給与改定、③沖縄公庫独自の取組、を行ってきた。	平成23年4月からは、これまで定率で支給してきた管理職手当を定額化しており、これにより同手当の支給総額を前年度比で引き下げた（△8.6％）。その結果、対国家公務員指数は低下（22年度130.7→129.9、△0.8）しており、今後も国に準じた措置に加え、当公庫独自の見直しを進めることで、対国家公務員指数の適正化に努める考えである。平成24年度においては、東京都特別区内勤務からそれ以外の地域に転勤となった場合に2年間支給される特別都市手当に係る減額（支給率を半減）を年度内に実施するよう取り組み、前年度の対国家公務員指数の水準を下回るよう給与水準の適正化を進め、平成25年度においては一層の適正化に取り組み目標水準の達成に努める。	129.9以下	136.4以下
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																						
当公庫	96.0%	2.8%	1.1%	－																						
国家公務員 (行（一）)	52.6%	12.8%	34.6%	0.1%																						
2	内閣府	原子力損害 賠償支援機構	130.6	116.0	126.8	113.5	1. 当機構の職員の90％以上が東京に勤務しており、当該職員に対し、18.0％といった高い支給割合の地域手当を支給している。 2. 当機構においては、東京電力の特別事業計画の作成にあたり、同社の財務分析のほか、経営合理化策や組織改革の検討等の業務を行っており、当該業務を行うためには、企業会計や経営学等の高度な専門性が必要となるため、職員に占める高学歴者の割合が約86％と高くなっている。 3. 東京電力の経営改革を進めていく観点から、高度な専門性に基づく正確な判断が必要とされ、迅速かつ責任ある職務執行が求められることから、当機構の職員構成は少数精鋭の管理職主体であり、国（15.4％）と比較して高い管理職割合（21.6％）となっている。	原子力損害賠償支援機構の給与水準が国家公務員の給与水準に比べ高くなっているのは、勤務地が東京（地域手当の支給率が高い地域）のみであること、また、東京電力の財務分析のほか、経営合理化策や組織改革の検討等の業務を行っており、その業務の特殊性から、企業会計や経営学等の高度の専門性を備えた者を採用していること及び管理職主体の少数精鋭の職員構成であることが要因となっていると考えられる。そうした中で、原子力損害賠償支援機構においては、人事院勧告に準じた給与改定を行う等の給与水準の適正化に努めることが必要である。	勤務地の特殊性による給与水準の格差は、今後も解消は困難である。 また、業務の特殊性から、高度の専門性を備えた者を採用し、管理職主体の少数精鋭の職員構成としており、これらの要因による13ポイント程度（年齢・地域・学歴勘案）の給与水準差の解消については、人材確保の観点及び東京電力の経営改革を確実に推進する観点からも困難である。 なお、今後は、人事院勧告や「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）等の内容等も勘案しつつ、給与水準の見直しを行い、国民の理解が得られる水準とするよう努める。	130.6	113.5															

項 目			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策等)	平成24年度に見込まれる 対国家公務員指数		
			年齢	年齢 ＋ 地域	年齢 ＋ 学歴	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴				年齢	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	
特殊法人等												
	3	内閣府	沖縄科学技術 大学院大学 学園	118.2	129.6	114.3	128.6	1. 本学園は、沖縄科学技術大学院大学(以下、「大学院大学」という)において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人である。 大学院大学においては研究・教育は英語で行われ、また、教員・学生の半数以上を外国人が占めるなど国際的な環境の下、①沖縄の振興と自立的発展と②世界の科学技術の向上に資するため、世界最高水準の教育研究を行う研究者の支援等を担わせることから、事務職員にも高度な専門性を有することが求められる。したがって、前身の法人である(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下、「機構」という)の設立当初より、高度な専門能力を有する職員を中心に採用してきたことから、ラスバイレス指数が高くなる傾向がある。 (参考:調査対象職員(23名)の専門能力) ・博士3名、修士6名 ※博士及び修士の者の大半が大学院大学における研究・教育の支援体制を立ち上げるために採用された者であり、現在も専門的な知識をもとに研究者のニーズをくみ取りながら研究・教育をサポートしている(研究機器調達、実験サポートに係る事務を行うセクションに所属など)。 ・大学卒以上91.3%(国家公務員(行(一)):52.6%) ※国家公務員の数値は、平成23年国家公務員給与等実態調査を参照。 ・英語能力 ネイティブレベル2名、ビジネスレベル17名 ・一級建築士1名 また、機構は新規に設立された法人であり、また世界最高水準の教育研究機関を沖縄にゼロから設立するという過去に例のない事業を行う法人であったことから、相応の実務経験を有する即戦力となる職員を採用しており、このような職員を能力主義の下、年齢にとらわれず配置してきた結果、ラスバイレス指数が高くなる傾向がある。 2. なお、定年制職員の給与水準の抑制に努めた結果、指標は徐々に低下してきたところである。 (参考)機構における対国家公務員指数(年齢勘案)の推移 平成18年度:145.3、平成19年度:132.7、平成20年度:132.7、平成21年度:122.8、平成22年度:118.9	機構の発足以来、国際的な環境の下で大学を運営する体制を整備する必要があったため、高度な専門能力を有する職員や相応の実務経験がある即戦力となる職員を採用してきた。そのため、対国家公務員指数は高くなっていたが、計画的に中堅・若手層の一般事務職の採用を図ってきた結果、定年制職員の対国家公務員指数は低下してきている。 今後、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うという大学院大学の目的を実現するための組織にふさわしい組織・給与体制を整備するとともに、引き続き給与水準の適正化に努めることが必要である。	学園において職員の過半を占めている研究・技術職員は任期制職員であり、定年制職員である事務職員数でみると小規模である当法人は少数の新規採用等であっても影響を大きく受けるため、定年制職員について来年度に見込まれる数値を具体的に予測することは困難であるが、本年4月の在籍職員(定年制職員)について試算すると、平成24年度の指数は120強(年齢勘案)、130強(年齢・地域・学歴勘案)となるものと見込まれる。 今後、国家公務員の給与水準を注視しつつ、以下の取組により、定年制職員の給与水準が平成26年度において平成23年度の水準と概ね同水準となることを目指す。 (1)人事評価制度の的確な実施:平成22年度に導入した人事評価制度を的確に実施し、能率・勤務成績が給与に適切に反映されるようにする。 (2)ERP(統合業務システム)の導入等による業務運営の効率化等に努める。 (3)管理職・非管理職及び定年制・任期制職員のバランスの取れた採用;これまで機構基幹職員の採用をほぼ終えたことを踏まえ、今後は、学園として恒久的な組織にふさわしいバランスの取れた採用に努める。	120強	130強
	4	金融庁	預金保険機構	122.1	107.0	117.6	102.8	1. 当機構の勤務地は東京及び大阪のみであり、全職員に対し東京18.0%、大阪15.0%といった高い支給割合の地域手当を支給している。 2. 業務の特殊性から金融の実務経験者や高度の専門性を備えた者を採用しており、相応の報酬を支給している。	預金保険機構の給与水準が国家公務員の給与水準に比べ高くなっているのは、勤務地が東京と大阪(地域手当の支給率が高い地域)のみであること、また、金融機関の複雑処理という業務の特殊性から金融の実務経験者や高度の専門性を備えた者を採用していることが要因となっていると考えられる。そうした中で、預金保険機構においては、人事院勧告に準じた給与改定を行う等給与水準の適正化に努めている。	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案:122.1程度、年齢・地域・学歴勘案102.8程度 目標水準:102.8程度(年齢・地域・学歴勘案)、目標期限:24年度 勤務地(東京及び大阪のみ)の特殊性による給与水準の格差は、今後も解消は困難である。 また、業務の特殊性から金融の実務経験者や高度の専門性を備えた者を採用しており、地域・学歴勘案による2.8ポイントの給与水準差の解消については、人材確保の観点からも困難である。	122.1程度	102.8程度
5	財務省	日本銀行	127.1	121.3	128.1	122.5	日本銀行法第31条において、日本銀行は、職員の給与等の支給の基準(以下「支給の基準」という。)を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表するよう規定されている。 「支給の基準」では、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案して、給与等を定めることとしている。 日本銀行の給与水準が国家公務員の給与水準に比べて高くなっているのは、こうした主要民間金融機関、主要民間企業等の給与が国家公務員の給与水準に比べて高いことが背景となっていると考えられる。因みに、日本銀行が参考としている主要民間金融機関、主要民間企業等のうち、平均給与額等を公表している先の平均年間給与は以下のとおりとなっている。 ・主要民間金融機関・主要民間企業 注1 平均年齢40.6歳 平均年間給与額8,467千円(22年度) ・国家公務員(行政職(一))注2 平均年齢42.3歳 平均年間給与額6,370千円 ・日本銀行(事務・技術)注3 平均年齢41.5歳 平均年間給与額7,895千円 注1 各社平成23年3月期有価証券報告書 注2 平成23年人事院勧告資料(行政職俸給表(一)モデル給与例) 注3 ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,630人及び任期付職員欄の7人の計3,637人ベース	平成23年度の対国家公務員指数は127.1となっており、日本銀行の給与水準は国家公務員の給与水準に比べて上回る水準となっている。 日本銀行法の規定に基づき定められた「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」において、日本銀行は、給与等の支給の基準を定めるに当たっては、「日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案することとされているが、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う等、引き続き、給与水準の引き下げの努力を求める。	日本銀行では、日本銀行法第31条の規定に基づき策定・公表した「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の基本的な考え方に従い、毎年度、職員給与等の改訂を行っている。 具体的には、「日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案すること」、「日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること」等の考え方が示されており、これらを踏まえて毎年度の給与等について、決定している。 24年度以降についても、こうした考え方に基づき、引き続き、職員の給与等の改訂を適切に行っていく方針である。そうしたもとで、24年度においては、日本銀行の業務や組織の運営のあり方等その性格に鑑み、自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、職員給与の取扱いを適切に定める方針である。 なお、24年度の職員給与については、国家公務員に準じた減額支給措置を実施することとした(24年10月決定・公表)ほか、減額のベースとなる年収の改訂率は、前年度比0.0%とした(25年3月決定・公表)。	24年度年収改訂率 0.0%		

項 目			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策等)	平成24年度に見込まれる 対国家公務員指数		
			年 齢	年 齢 ＋ 地 域	年 齢 ＋ 学 歴	年 齢 ＋ 地 域 ＋ 学 歴				年 齢	年 齢 ＋ 地 域 ＋ 学 歴	
特殊法人等							1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材である。 2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。 3 参考となるデータ ① 民間金融機関との比較例	給与水準については、専門性を有する人材確保のため民間金融機関の給与水準等も踏まえたものとしており、給与水準が国家公務員を上回っており、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う等の給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。	【講ずる措置】 当公庫では、国内事業本部において、従来の年功的な給与制度を改正し、平成23年度より職責と業績に応じた給与制度へ統一したことにより、在職年数に対応した給与体系とは異なる制度に移行している。平成24年度は 民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、経過期間を含めて新しい給与制度を適正に運用することで人件費の膨張を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。 【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 新人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は極めて困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 ・日本政策金融公庫129.0％程度、地域学歴勘案126.4％程度 ・国際協力銀行140.2％程度、地域学歴勘案120.6％程度(平成23年度の同指数について、平成24年4月1日の国際協力銀行分離後の2つの組織に分けて記載したもの。) 【改善策】 上述の通り、新人事給与制度を適正に運用することで人件費の膨張を抑制することに加え、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて職員の給与改定及び減額支給措置を適正に実施する。 【給与の目標水準及び具体的期限】 ・日本政策金融公庫[目標水準：129.0％程度、具体的期限：平成24年度末(24年度においても新人事給与制度の適正な運用や給与改定及び給与減額支給措置の実施により、23年度並の水準となるよう取り組む)] ・国際協力銀行[目標水準：140.2％程度、具体的期限：平成24年度末(次年度においても給与改定及び給与減額支給措置の実施により、23年度並の水準となるよう取り組む)]			
	6	財務省	株式会社日本政策金融公庫	129.6	128.3	126.0	126.0	注1：当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの 注2：民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成23年3月期)出所			日本政策金融公庫 129.0	日本政策金融公庫 126.4
								② 学歴別の人員構成			国際協力銀行 140.2	国際協力銀行 120.6
							注1：大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業業者を含む。 注2：当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3：国家公務員のデータは、平成23年国家公務員給与等実態調査出所					
							③ 地域別の人員構成					
							注1：区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2：当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3：国家公務員のデータは、平成23年国家公務員給与等実態調査出所					

項 目 特殊法人等			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策等)	平成24年度に見込まれる 対国家公務員指数	
			年齢	年齢 ＋ 地域	年齢 ＋ 学歴	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴				年齢	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴
7	文部科学省	放送大学学園	105.6	108.3	104.6	108.1	①本学園では大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材が必要とされており、省庁や国立大学法人等の他機関と人事交流を行っている。これらの機関の多くは、特別都市手当の支給割合が、東京都特別区（平成23年度：18％）等、本学園の本部のある千葉市の特別都市手当（平成23年度：10％）より高い地域にあり、異動保障対象者の割合が職員構成のうち、常に2割以上を占めている。 ②職員構成のうち、人事交流者の割合が約9割を占め、交流元機関から転居を伴い単身で勤務する者が多いため、住居手当の受給者の割合が18.5％(国:15.0％)と高くなっている。 ③本学園の業務の特殊性として、全国へ配信する放送番組の制作がある。本業務を遂行するため、高度な専門性と豊富な知識・経験を持つ課長級相当のプロデューサーやディレクターがあり、番組制作に関して、重大な責任を担っている。そのため、管理職層の割合が18.5％(国:15.4％)と高くなっている。(国は行政職(一)6級相当以上、本学園は課長級以上を対象とした。) ※上記における国の割合については、平成23年国家公務員給与等実態調査の行政職(一)の者の割合を使用。	職員の大部分を占める人事交流者の地域手当の異動保障と、ディレクターなどの国にはない職種を配置することによる職員構成の違いなどから比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	主務大臣から本学園の給与水準は概ね適正であると検証を受けており、特段、具体的な改善策等を設けず、現状の水準維持を目標と考えるが、今後も国等との円滑な人事交流を継続していく必要性を踏まえつつ、国家公務員給与制度の改革の動向や、他法人の給与水準の動向を勘案の上、引き続き給与規則等の見直しを行う。	105.6	108.1
8	農林水産省	日本中央競馬会	144.1	139.7	143.2	138.8	設立時(昭和29年)から国家公務員や人事院勧告に準拠するのではなく、勝馬投票券の発売金実績等の業績を勘案するとともに、主要民間企業等における処遇や給与と改定状況等を考慮して春闘方式により決定しており、設立時から平成9年に至るまで勝馬投票券の売上げが順調に推移する等好調な業績を積み重ねてきたことや、望ましい人材を確保する上で主要民間企業等と競合関係にあること等がその水準に反映。 国に比べると、特に28歳から43歳までの年齢階層の水準が高い傾向にあり、かつ、当該年齢階層に属する人数の割合が比較的大きい(指数対象職員の約46％を占める)ことが、全体の指数を高める要因となっているが、その原因については以下のとおり。 ①平成9年までの業績好調時の給与と改定において、世帯形成層に重点を置いたベースアップを実施した結果、俸給表の昇給カーブが早期立ち上り型となったこと。 〔年齢別の本俸改定率の対比(昭和57年以降の例)〕 初任給(大卒)の本俸改定率を100とした場合の年齢30・35歳の改定率 ：140程度 年齢50・55歳の本俸改定率を100とした場合の年齢30・35歳の改定率 ：110～120程度 ②平成3年の日本中央競馬会法の改正により、JRAの事業範囲が拡大したため、平成4年から数年間にわたり採用人員を増やしたが、それらの職員が現在、給与水準の高い年齢階層に属していること。	給与水準については、人事院勧告に準拠するのではなく、馬券売上げ等の業績を勘案するとともに主要民間企業の給与状況を踏まえ、春闘方式により決定しているため、国家公務員と比較して相対的に高い水準となっている。 しかしながら、近年、馬券売上げが減少傾向にあり、かつ、民間企業の給与が低下傾向にあるという事情も踏まえつつ、削減に取り組み、平成17年以降6年間で約18％(38億円)を削減している。 平成23年度は、恒久措置として本俸月額最大10％削減を決定(経過措置として実施は6％削減)したのに加え、役職に応じて特別手当を30万円～10万円の減額を実施した結果、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスバイレ指数)は、昨年度に比べて3.0ポイント低下している。 なお、本年度は、本俸月額の最大10％削減の完全実施に加え、特別手当について、一律0.05月分削減するとともに、役職に応じて60万円～20万円の減額を行うこととしているが、引き続き人件費の抑制に努めるよう要請する。	平成24年度は本俸月額の最大10％削減の完全実施に加え、春闘交渉において、特別手当の減率(▲0.05月)及び減額(役職に応じ▲60～20万円)を実施することで職員労働組合と妥結し、経営委員会の了承を得た。	139.1	133.8
9	農林水産省	農水産業協同組合貯金保険機構	118.5	102.1	114.8	99.3	唯一の事務所が東京都港区に所在するため、職員全員が東京都港区を勤務地としており、東京都港区に勤務する職員に支給される特別都市手当(国の地域手当と同じ性格)の支給割合が100％となっている。また、金融業務及び倒産法制について高度な専門知識と高い能力が求められていることから、職員は高学歴であり、それが給与に相応に反映されたものと考えている。	地域・学歴を勘案した指数は、国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。	当機構においては、総人件費削減の取組として、平成22年度末までに9.1％の職員削減(平成17年度比)を達成している。 しかしながら、当機構の業務の特殊性から金融の実務経験者並びに専門性を備えた人材確保の観点から、予算の範囲内で勤務成績等を給与に反映させていくことにより、国家公務員の地域・学歴勘案による指数との間に大きな格差が生じることのないよう努めるものとする。	115.2	99.3

(注) 1 本表は、対国家公務員指数(年齢勘案)が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成24年度に見込まれる対国家公務員指数を取りまとめたものである。なお、日本銀行については、平成24年度に見込まれる対国家公務員指数に代わり平成24年度の年収改訂率等を記載することとしている。

2 対国家公務員指数(年齢・地域勘案)は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員(以下「国」)の地域手当の級地区分を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は低く現れるのに対し、国の地域手当支給割合の低い地域や非支給地であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れる。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の級地区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地にあたると整理しているため、その法人については、年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れることとなる。

(2)研究職員

項 目 特殊法人等			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策等)	平成24年度に見込まれる 対国家公務員指数	
			年齢	年齢 ＋ 地域	年齢 ＋ 学歴	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴				年齢	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴
1	農林水産省	日本中央競馬会	132.4	144.3	131.8	143.8	設立時(昭和29年)から国家公務員や人事院勧告に準拠するのではなく、勝馬投票券の発売金実績等の業績を勘案するとともに、主要民間企業等における処遇や給与改定状況等を考慮して春闘方式により決定しており、設立時から平成9年に至るまで勝馬投票券の売上げが順調に推移する等好調な業績を積み重ねてきたことや、望ましい人材を確保する上で主要民間企業等と競合関係にあること等がその水準に反映。 国に比べると、特に28歳から43歳までの年齢階層の水準が高い傾向にあり、かつ、当該年齢階層に属する人数の割合が比較的大きいことが、全体の指数を高める要因となっているが、その原因については以下のとおり。 ① 平成9年までの業績好調時の給与改定において、世帯形成層に重点を置いたベースアップを実施した結果、俸給表の昇給カーブが早期立ち上り型となったこと。 〔年齢別の本俸改定率の対比(昭和57年以降の例)〕 初任給(大卒)の本俸改定率を100とした場合の年齢30・35歳の改定率 ：140程度 年齢50・55歳の本俸改定率を100とした場合の年齢30・35歳の改定率 ：110～120程度 ② 平成3年の日本中央競馬会法の改正により、JRAの事業範囲が拡大したため、平成4年から数年間にわたり採用人員を増やしたが、それらの職員が現在、給与水準の高い年齢階層に属していること。	給与水準については、人事院勧告に準拠するのではなく、馬券売上げ等の業績を勘案するとともに主要民間企業の給与状況を踏まえ、春闘方式により決定しているため、国家公務員と比較して相対的に高い水準となっている。 しかしながら、近年、馬券売上げが減少傾向にあり、かつ、民間企業の給与が低下傾向にあるという事情も踏まえつつ、削減に取り組み、平成17年以降6年間で約18%(38億円)を削減している。 平成23年度は、恒久措置として本俸月額最大10%削減を決定(経過措置として実施は6%削減)したのに加え、役職に応じて特別手当を30万円～10万円の減額を実施した結果、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレース指数)は、昨年度に比べて5.4ポイント低下している。 なお、本年度は、本俸月額の最大10%削減の完全実施に加え、特別手当について、一律0.05月分削減するとともに、役職に応じて60万円～20万円の減額を行うこととしているが、引き続き人件費の抑制に努めるよう要請する。	平成24年度は本俸月額の最大10%削減の完全実施に加え、春闘交渉において、特別手当の減率(▲0.05月)及び減額(役職に応じ▲60～20万円)を実施することで職員労働組合と妥結し、経営委員会の了承を得た。	127.4	138.8

(注) 1 本表は、対国家公務員指数(年齢勘案)が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成24年度に見込まれる対国家公務員指数を取りまとめたものである。

2 対国家公務員指数(年齢・地域勘案)は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員(以下「国」)の地域手当の級地区分を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は低く現れるのに対し、国の地域手当支給割合の低い地域や非支給地であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れる。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の級地区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地にあたると整理しているため、その法人については、年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れることとなる。

資料3 役員の報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)						(参考)		
		法人の長		理事		監事		支出予算総額 (百万円)	役員数(人)	職員数(人)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	※	20,293		15,838		-	19,910	4	210
					16,215					
					13,706					
				※	3,024					
				※	10,852					
	原子力損害賠償支援機構	※	7,303	※	7,594		-	1,582,833	4	49
				※	9,242					
				※	8,807					
	沖縄科学技術大学院大学学園	※	21,630	※	9,134	※	6,106	10,973	3	349
金融庁	預金保険機構		21,549	※	7,406		-	29,440,073	5	366
				※	7,606					
					15,727					
					17,223					
					16,119					
	銀行等保有株式取得機構		-		-		-	19,950,141	0	7
財務省	日本銀行		34,386		27,170	※	8,573	186,127	18	4,675
					27,170	※	7,232			
				◆	1,908		15,408			
					24,147		15,408			
				※	7,706					
				※	18,318					
					26,054					
					26,054					
					26,054					
					20,996					
					20,996					
					20,996					
					20,996					
					20,996					
					20,996					
					20,996					
					20,996					
	株式会社日本政策金融公庫		22,965		21,954		15,641	2,494,205	22	8,101
					21,954	※	4,557			
					20,882	※	11,083			
					20,882					
					21,148					
				※	5,953					
					21,413					
				※	5,131					
				※	1,118					
					17,654					
					18,225					
					17,997					
				※	4,147					
				※	12,814					
					17,875					
				※	12,814					
				※	3,790					
				※	4,897					
					16,820					
					16,820					
					16,820					
				※	11,976					
				※	11,976					
				※	11,976					
				※	11,976					
文部科学省	放送大学学園		16,227	※	1,080		12,827	15,433	7	331
				※	14,667					
					14,726					
				※	7,282					
				※	6,012					
					15,270					
				※	925					
				※	10,103					
厚生労働省	日本年金機構		18,104		15,397		11,832	342,796	10	15,543
					14,770					
					14,793					
				※	5,364					
				※	9,410					
					16,156					
					14,704					
					14,692					
					14,604					
農林水産省	日本中央競馬会		21,035	※	3,397	※	12,092	2,517,413	11	1,757
				※	15,455	※	3,562			
				※	3,128					
				※	14,137					
				※	3,128					
					16,814					
					16,639					
					16,589					
					16,563					
				※	2,999					
				※	13,675					
				※	2,999					
				※	13,728					
				※	2,999					
				※	13,694					
					2,999					
	農水産業協同組合貯金保険機構		16,262		14,156		-	64,590	2	18

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成24年6月30日時点)を取りまとめたものである。
2 年間報酬は、平成23年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成23年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。
3 ◆は、平成23年度以前に辞めた者に対して平成23年度中に支払われた業績給であることを示す。
4 「-」は該当する役員がないことを示す。
5 「年間報酬」には、諸手当を含む。
6 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、副総裁、審議委員も含む。)
7 「予算額」は、平成23年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。
8 「役員数」は、平成24年3月31日現在の常勤役員数である。
9 「職員数」は、平成24年3月31日現在の常勤職員数である。

資料4 役員の退職手当の支給状況

(1)法人の長

主務省	法人名	支給額 (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
文部科学省	放送大学学園	8,674	6	0	平成23年3月31日	1.0
法人の長計		8,674				

(2)理事

主務省	法人名	支給額 (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	3,284	2	0	平成23年5月30日	1.3
金融庁	預金保険機構	11,367	6	0	平成23年9月7日	1.5
財務省	日本銀行	18,432	5	0	平成23年6月16日	—
	株式会社日本政策金融公庫	6,352	2	9	平成23年6月22日	1.4
		4,692	2	9	平成23年6月22日	1.2
		5,142	2	7	平成23年4月30日	1.4
		6,446	2	8	平成23年5月31日	1.7
		5,670	2	8	平成23年5月31日	1.6
		5,116	2	9	平成23年6月22日	1.4
文部科学省	放送大学学園	5,892	4	0	平成23年4月30日	1.0
		2,469	2	0	平成23年3月31日	1.0
		102	0	1	平成23年4月30日	1.0
		3,703	3	0	平成23年9月30日	1.0
農林水産省	日本中央競馬会	6,916	3	6	平成23年2月28日	1.25
		5,107	2	11	平成23年2月28日	1.25
		8,911	5	1	平成23年2月28日	1.3
		7,585	4	6	平成23年2月28日	1.25
		6,882	4	1	平成23年2月28日	1.25
理事計		114,068				

(3)監事

主務省	法人名	支給額 (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
財務省	日本銀行	11,221	8	0	平成23年9月19日	1.0
	株式会社日本政策金融公庫	4,735	2	9	平成23年6月22日	—
厚生労働省	日本年金機構	1,249	1	3	平成23年3月31日	1.0
監事計		17,205				

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成24年6月30日時点)を取りまとめたものである。
2 常勤役員について記載している。
3 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成23年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。
4 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、副総裁、審議委員も含む。)
5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乘ずる率であり、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。
6 支給額の合計欄は、全法人の支給額を単純合計した数値を記載している。

資料5 総人件費改革の取組

(1) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	削減目標	達成度合いを測る基準 (a) (平成17年度実績)	平成23年度実績(b)	(b)-(a)	削減率	進捗状況	主務大臣の検証結果
			(人)	(人)	(人)	%		
財務省	株式会社日本政策金融公庫	5.0 %以上	8,364	8,123	△ 241	△ 2.9	・採用人数の抑制等を実施。 ・経済危機対策への対応のため、 25年度までに削減目標達成することとしている。	左記のとおり目標に基づき人員管理を行っている。なお、平成23年度までの時限措置として、経済危機対応に伴う増員が認められている。
合計(1法人)			8,364	8,123	△ 241	△ 2.9		

(参考1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	平成18年度～平成22年度までの削減目標	達成度合いを測る基準 (a) (平成17年度実績)	平成23年度実績(b)	(b)-(a)	平成24年6月期の期末手当等において調整した人事院勧告分の削減額	削減率	削減率(補正值)	主務大臣の検証結果
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	%	%	
金融庁	銀行等保有株式取得機構	5.0 %	30,000	27,000	△ 3,000	-	△ 10.0	△ 6.6	5%の人件費削減目標に対し、平成22年度までに6.8% (補正後) の人件費を削減し、削減目標を達成した。
文部科学省	放送大学学園	5.0 %以上	3,726,549	2,716,803	△ 1,009,746	△ 5,186	△ 27.1	△ 23.7	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考え
合計(2法人)			3,756,549	2,743,803	△ 1,012,746	△ 5,186	△ 27.0	△ 23.5	

(参考2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	平成18年度～平成22年度までの削減目標	達成度合いを測る基準 (a) (平成17年度実績)	平成23年度実績(b)	(b)-(a)	削減率	主務大臣の検証結果
			(人)	(人)	(人)	%	
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	5.2 %	229	216	△ 13	△ 5.7	沖縄公庫は①役職員の定員削減(平成18年度から平成22年度の5年間の人員削減計画期間で5.2%、平成23年度までの6年間で5.7%削減)、②国に準じた給与改定、③沖縄公庫独自の取組、を行ってきた。沖縄公庫に対しては、今後とも給与水準の一層の適正化を促し、適切に指導・監督していく。
金融庁	預金保険機構	5.1 %	391	371	△ 20	△ 5.1	5.1%の人員削減目標に対し、平成22年度までに6.9%の人員を削減し、削減目標を達成した。
財務省	日本銀行	5.0 %以上	4,980	4,693	△ 287	△ 5.8	平成18年度から22年度までの5年間における人員純減率は目標(△5%以上)を達成するものとなっており、23年度末についても、これまで同様の効率化に向けた取り組みが継続されている。
農林水産省	日本中央競馬会	5.0 %以上	1,923	1,768	△ 155	△ 8.1	平成23年度においては、平成17年度比で8.1%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	農水産業協同組合貯金保険機構	5.0 %以上	22	20	△ 2	△ 9.1	平成23年度においては、平成17年度比で9.1%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
合計(5法人)			7,545	7,068	△ 477	△ 6.3	

(注) 1 本表は、原則、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成24年6月30日時点)を取りまとめたものである。

2 各法人は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、平成18年度以降平成22年度までの5年間で5%以上の人件費の削減又は人員の純減を基本とした取組をしており、本表は、平成23年度における状況を参考にとりまとめているものである。(株式会社日本政策金融公庫については、注3・4参照。)

3 株式会社日本政策金融公庫については、「経済危機対策」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来すことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済危機対策が「時限的な措置であること」を踏まえ、当面の間、人員の水準を確保(必要最小限度の110名)することとし、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標を実現することとしている。

4 株式会社日本政策金融公庫については、法令及び閣議決定に基づく新規業務として、①駐留軍再編促進金融業務、②地球環境保全業務、③特定事業促進円滑化業務、④事業再構築等促進円滑化業務が追加されたことに鑑み、業務実施に必要な最小限度の定員(合計711名)については、削減対象から除外している。なお、①は「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年5月30日)、②は「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律」(平成22年3月31日)、③は「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年5月28日)、④は「産業活力の再生及び産業活力の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成23年5月18日)による。

5 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

6 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。

7 削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は△2.4%、平成22年度は△1.5%、平成23年度は△0.23%となっている。小数点第2位で四捨五入している。

8 放送大学学園については、平成20年度で廃止された(独)メディア教育開発センターの業務が平成21年4月1日に移管されたため、「達成度合いを測る基準(平成17年度実績)」欄の数字は移管前のメディア教育開発センターの金額を加えて修正した額となっている。

9 日本年金機構については、総人件費改革の対象法人となっていない。

10 原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園については、23年度途中に設立されたため、総人件費改革の対象法人となっていない。

資料6 給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成22年度 (千円)	平成23年度 (千円)	対前年度比較増減	
				増減額 (千円)	対前年度比 (%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,787,789	1,766,401	△ 21,388	△ 1.2
	原子力損害賠償支援機構	-	(注5) [280,835]	-	-
	沖縄科学技術大学院大学学園	-	(注5) [989,307]	-	-
金融庁	預金保険機構	3,046,145	3,016,391	△ 29,754	△ 1.0
	銀行等保有株式取得機構	27,000	27,000	0	0.0
財務省	日本銀行	39,385,618	39,071,951	△ 313,667	△ 0.8
	株式会社日本政策金融公庫	65,563,743	65,543,404	△ 20,339	△ 0.0
文部科学省	放送大学学園	2,802,632	2,716,803	△ 85,829	△ 3.1
厚生労働省	日本年金機構	96,817,264	103,181,709	6,364,445	6.6
農林水産省	日本中央競馬会	19,093,533	17,988,181	△ 1,105,352	△ 5.8
	農水産業協同組合貯金保険機構	200,462	198,757	△ 1,705	△ 0.9
合計	8法人計 (注6)	131,906,922	130,328,888	△ 1,578,034	△ 1.2
合計	9法人計 (注6)	228,724,186	233,510,597	4,786,411	2.1

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成24年6月30日時点）を取りまとめたものである。
- 2 「給与、報酬等支給総額」は、常勤役職員に係る平成23年度に支給した報酬、給与、賞与、その他手当の合計額である。
- 3 「対前年度比較増減」の「対前年度比」は、平成22年度と23年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。
- 4 日本年金機構は、総人件費改革の対象法人となっていない。
- 5 原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園については23年度途中に設立されたため、平成23年度欄には設立以降の実績・実額を記載しており、総人件費改革の対象法人となっていない。
- 6 8法人計は、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構を除いた額を記載している。9法人計は、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園を除いた額を記載している。

資料6(参考1) 最広義人件費

主務省	法人名	平成22年度 (千円)	平成23年度 (千円)	対前年度比較増減	
				増減額 (千円)	対前年度比 (%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	2,674,504	2,562,062	△ 112,442	△ 4.2
	原子力損害賠償支援機構	-	(注5) { 341,731 }	-	-
	沖縄科学技術大学院大学学園	-	(注5) { 1,126,014 }	-	-
金融庁	預金保険機構	3,630,689	3,508,820	△ 121,869	△ 3.4
	銀行等保有株式取得機構	27,855	27,862	7	0.0
財務省	日本銀行	56,039,621	55,877,691	△ 161,930	△ 0.3
	株式会社日本政策金融公庫	84,373,727	84,068,676	△ 305,051	△ 0.4
文部科学省	放送大学学園	5,965,793	5,931,750	△ 34,043	△ 0.6
厚生労働省	日本年金機構	118,102,496	125,658,186	7,555,690	6.4
農林水産省	日本中央競馬会	42,500,009	40,013,546	△ 2,486,463	△ 5.9
	農水産業協同組合貯金保険機構	267,756	262,849	△ 4,907	△ 1.8
合計	8法人計 (注6)	195,479,954	192,253,256	△ 3,226,698	△ 1.7
合計	9法人計 (注6)	313,582,450	317,911,442	4,328,992	1.4

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成24年6月30日時点）を取りまとめたものである。

2 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額（常勤役職員に係る平成23年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額）
- ・退職手当支給額（常勤役職員に係る平成23年度に支給した退職手当の支給額）
- ・非常勤役職員等給与（非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額）
- ・福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費（健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等）と法定外福利費（職員の医療衛生、保険、レクリエーション等の費用等）の合計額）

3 「対前年度比較増減」の「対前年度比」は、平成22年度と23年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

4 日本年金機構は、総人件費改革の対象法人となっていない。

5 原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園については23年度途中に設立されたため、平成23年度欄には設立以降の実績・実額を記載しており、総人件費改革の対象法人となっていない。

6 8法人計は、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構を除いた額を記載している。9法人計は、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園を除いた額を記載している。

資料6(参考2) 平成23年度の最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与、報酬等支給総額 (A)	構成比	退職手当支給額 (B)	構成比	非常勤従業員等給与 (C)	構成比	福利厚生費 (D)	構成比	最広義人件費 (A) + (B) + (C) + (D)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,766,401	68.9	125,128	4.9	268,284	10.5	402,248	15.7	2,562,062
	原子力損害賠償支援機構	280,835	82.2	0	0.0	25,355	7.4	35,541	10.4	341,731
	沖縄科学技術大学院大学学園	989,307	87.9	0	0.0	23,474	2.1	113,233	10.0	1,126,014
金融庁	預金保険機構	3,016,391	86.0	34,729	1.0	91,160	2.6	366,539	10.4	3,508,820
	銀行等保有株式取得機構	27,000	96.9	0	0.0	600	2.2	262	0.9	27,862
財務省	日本銀行	39,071,951	69.9	9,329,913	16.7	874,402	1.6	6,601,425	11.8	55,877,691
	株式会社日本政策金融公庫	65,543,404	78.0	4,824,066	5.7	1,604,050	1.9	12,097,155	14.4	84,068,676
文部科学省	放送大学学園	2,716,803	45.8	72,687	1.2	2,711,832	45.7	430,428	7.3	5,931,750
厚生労働省	日本年金機構	103,181,709	82.1	6,432,701	5.1	433,046	0.4	15,610,730	12.4	125,658,186
農林水産省	日本中央競馬会	17,988,181	45.0	3,056,127	7.6	16,147,234	40.4	2,822,004	7.0	40,013,546
	農水産業協同組合貯金保険機構	198,757	75.6	17,345	6.6	13,158	5.0	33,587	12.8	262,849
合計	8法人計 ^(注5)	130,328,888	67.8	17,459,995	9.1	21,710,720	11.3	22,753,648	11.8	192,253,256
	9法人計 ^(注5)	233,510,597	73.5	23,892,696	7.5	22,143,766	6.9	38,364,378	12.1	317,911,442
	全法人計 ^(注6)	234,780,739	73.5	23,892,696	7.5	22,192,595	6.9	38,513,152	12.1	319,379,187

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成24年6月30日時点）を取りまとめたものである。

2 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・「給与、報酬等支給総額(A)」(常勤従業員に係る平成23年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・「退職手当支給額(B)」(常勤従業員に係る平成23年度に支給した退職手当の支給額)
- ・「非常勤従業員等給与(C)」(非常勤従業員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・「福利厚生費(D)」(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。))に係る法定福利費(健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等)と法定外福利費(職員の医療衛生、保険、レクリエーション等の費用等)の合計額)

3 日本年金機構は、総人件費改革の対象法人となっていない。

4 原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園については、23年度途中に設立されたため、設立以降の実績・実額を記載しており、総人件費改革の対象法人となっていない。

5 8法人計は、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構を除いた額を記載している。9法人計は、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園を除いた額を記載している。

6 全法人計は、全11法人を単純に合計した金額を記載している。

7 千円未満を切り捨てているため、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。

資料7 特殊法人等の役職員の給与の見直し状況(平成24年7月1日時点)

	7月1日時点の 給与見直し状況
内閣府	
沖縄振興開発金融公庫	措置済
原子力損害賠償支援機構	措置済
沖縄科学技術大学院大学学園	措置済
金融庁	
預金保険機構	措置済
銀行等保有株式取得機構	措置済
財務省	
日本銀行	一部措置済
株式会社日本政策金融公庫	措置済
株式会社国際協力銀行(平成24年4月1日設立)	措置済
文部科学省	
放送大学学園	措置済
厚生労働省	
日本年金機構	措置済
農林水産省	
日本中央競馬会	措置済
農水産業協同組合貯金保険機構	措置済

注)「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)においては、独立行政法人の役職員の給与について、「法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する」とされており、特殊法人等の役職員の給与についても、「同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する」とされているところである。

資料8 特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準を公表しているHP等一覧

○内閣府所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
沖縄振興開発金融公庫	http://www.cao.go.jp/kan/yakushokuin/	沖縄振興局参事官室(調査金融担当)	03-3581-1027
原子力損害賠償支援機構	http://www.cao.go.jp/kan/yakushokuin/	原子力損害賠償支援機構担当室	03-3501-1511 (内線:5461)
沖縄科学技術大学院大学学園	http://www.cao.go.jp/kan/yakushokuin/	沖縄振興局沖縄科学技術大学院大学企画推進室	03-3581-9974

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/foi/pdf/fa00-04/yakushokuinhoushu23.pdf	総務部総務課	03-3581-3241
原子力損害賠償支援機構	http://www.ndf.go.jp/soshiki/hoshu_kyuyo_h23fy.pdf	総務グループ	03-5575-3810
沖縄科学技術大学院大学学園	http://www.oist.jp/sites/default/files/img/pages/info-disclosure/FY2011_hosyu_kyuyo_ja_0.pdf	人事セクション	098-966-8711

○金融庁所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
預金保険機構	http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120629-5/01.pdf	監督局総務課信用機構対応室	03-3506-6000 (内線:3256)
銀行等保有株式取得機構	http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120629-5/02.pdf	総務企画局企画課信用制度参事官室	03-3506-6000 (内線:3582)

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
預金保険機構	http://www.dic.go.jp/oshirase/jinji/kyuyo-h23.pdf	総務部人事課	03-3212-6110
銀行等保有株式取得機構	http://www.bspc.jp/pdf/kyuyo.pdf	運営企画室	03-3553-1761

○財務省所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本銀行	http://www.mof.go.jp/about_mof/agency/ninka/kyuyo240629f.pdf	大臣官房文書課	03-3581-7699
株式会社日本政策金融公庫	http://www.mof.go.jp/about_mof/agency/tokusyu/kyuyo240629e.pdf		

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本銀行	http://www.boj.or.jp/announcements/release_2012/data/rel120629a.pdf	総務人事局 総務課	03-3279-1111
株式会社日本政策金融公庫	http://www.jfc.go.jp/common/pdf/publicinfo_info_houkyu2012.pdf	企画管理本部 人事部人事課	03-3270-0637

○文部科学省所管

(主務府省)

法 人 名	ア ド レ ス	担当部署	連絡先電話番号
放送大学学園	http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afildfile/2012/06/28/1323061_024.pdf	生涯学習政策局生涯学習推進課	03-6734-3460

(法人)

法 人 名	ア ド レ ス	担当部署	連絡先電話番号
放送大学学園	http://www.ouj.ac.jp/hp/osirase/kyuyokouhyou/pdf/kouhyou23.pdf	総務部総務課	043-298-4210

○厚生労働省所管

(主務府省)

法 人 名	ア ド レ ス	担当部署	連絡先電話番号
日本年金機構	http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shokanhoujin/to-kushu/shiryou01/	年金局事業企画課	03-3595-2793

(法人)

法 人 名	ア ド レ ス	担当部署	連絡先電話番号
日本年金機構	http://www.nenkin.go.jp/n/www/share/pdf/existing/disclosure/pdf/kyuyo_04.pdf	労務管理部給与G	03-5344-1100

○農林水産省所管

(主務府省)

法 人 名	ア ド レ ス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	http://www.maff.go.jp/j/corp/tokusyuu/index.html	大臣官房秘書課	03-6744-2394

(法人)

法 人 名	ア ド レ ス	担当部署	連絡先電話番号
日本中央競馬会	http://jra.jp/company/keiei/pdf/official_h23.pdf	人事部人事課	03-3591-5251
農水産業協同組合貯金保険機構	http://www.sic.or.jp/pdf/hk_h23.pdf	総務部総務班	03-3285-1270

(注)「アドレス」等は、平成24年6月30日現在のもの。

○行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正)(抄)

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

② 特殊法人及び認可法人(注 1)

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標(今後 5 年間で 5 %以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。

(イ) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後 5 年間で 5 %以上の人員の純減又は人件費(注 2)の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。

(ウ) 主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、上記(イ)の取組を踏まえ、各法人に対する補助金等を抑制する。

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較(ラスパイレス指数)の公表を行うとともに、本部において取りまとめ公表する。

(注 1) 対象法人は、特殊法人等整理合理化計画の対象とされた法人から、同計画に沿って廃止、民営化等及び独立行政法人化のための措置が講じられた法人、共済組合類型の法人として整理された法人、日本放送協会、日本赤十字社並びに特殊会社を除き、放送大学学園及び銀行等保有株式取得機構を加えたもの(ただし、住宅金融公庫にあっては平成 19 年 3 月 31 日までの間は対象とする。)

(注 2) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)(抄)

(独立行政法人等における人件費の削減)

第五十四条 特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの(次項において「対象法人」という。)は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

二 対象法人を所管する大臣は、前項の規定による削減の取組について、必要な指導を行うものとする。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令(平成 18 年 6 月 2 日政令第 207 号)(抄)

(法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人)

第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会及び放送大学学園
- 二 銀行等保有株式取得機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構及び預金保険機構

○特殊法人の役員の給与について(平成 10 年 9 月 29 日閣議決定)

特殊法人の役員の給与については、「特殊法人等の整理合理化について」(平成 9 年 12 月 26 日閣議決定)第 1 の 5 において定められた方針に従って対処しているところであるが、さらに、現下の厳しい状況にかんがみ、当面、同閣議決定第 1 の 1 にいう特殊法人においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の指定職俸給表 11 号俸相当額の範囲内で適切に調整することとし、平成 11 年度から実施するものとする。

○特殊法人等の役員の給与・退職金等について(平成 14 年 3 月 15 日閣議決定)(抄)

1 特殊法人等の役員の給与及び退職金

- (1) 特殊法人等(日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。)の役員の給与については、平成 14 年度から平均 1 割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。
- (2) 特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成 14 年度から現行の在職期間 1 月につき俸給月額の $36/100$ を $28/100$ に引き下げることとし、平成 14 年 4 月 1 日以降の在職期間について適用する。

なお、上記以外の特殊法人等であって、支給率を在職期間 1 月につき $28/100$ 以上としているものにあっても、同様とする。

○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定)(抄)

1 独立行政法人

- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年 9 月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $12.5 / 100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会(以下「委員会等」という。)が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記 1 (3) に準じて、公表する。

○国家公務員の給与減額支給措置について(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)(抄)

5 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、特殊法人等の役職員の給与についても、同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(抄)

3 (3) 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

また、特殊法人等の役職員の給与についても、同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。特殊法人等の役職員の給与等

についても、法令等に基づき公表する。

○経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日閣議決定)(抄)

第 4 章 今後の財政運営の在り方

1. 平成 22 年度予算の基本的考え方

(3) 新たな行政改革の取組

- ・独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」を確実に実施する。
- ・独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬
- ・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等の趣旨を踏まえ点検を行う。

(参考)

○独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

- ① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。
 - ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。
 - イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
 - ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。
 - エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。
 - オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。
- ② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、

監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)(抄)

Ⅲ 資産・運営の見直しについて

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
 - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

対国家公務員指数の算出方法

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

○すべての特殊法人等

⇒法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表（一）適用職員」を比較

○特殊法人等に研究職員が在職する場合

⇒法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

※年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額（月例給、賞与等の合計額）から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法（対国家公務員指数の算出方法）

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）

（考え方）

法人の年齢別平均年間給与額 × 法人の年齢別人員数

= 法人が現に支給している給与費

国の年齢別平均年間給与額 × 法人の年齢別人員数

国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与費

【具体的算出例】（事務・技術職員を国家公務員と比較する場合）

	年齢階層 (歳)	国（行政俸給表（一） 適用職員）	特殊法人等（事務・技術職員）	
		平均年間給与額 (a)	人員 (b)	平均年間給与額 (c)
1	20～23	3,000 千円	1 人	3,500 千円
2	24～27	3,700 千円	5 人	4,200 千円
3	28～31	4,500 千円	5 人	5,200 千円
4	32～35	5,400 千円	5 人	5,700 千円
5	36～39	6,300 千円	5 人	6,800 千円
6	40～43	7,200 千円	5 人	8,100 千円
7	44～47	8,200 千円	4 人	8,300 千円
8	48～51	8,700 千円	4 人	9,200 千円
9	52～55	8,900 千円	3 人	9,700 千円
10	56～59	9,000 千円	3 人	10,000 千円

（注）「平均年間給与額」等の数値は、算出例を示すために作成したサンプルデータである。

（例）

○特殊法人等が現に支給している給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10) \} \div \\ & (b1+b2+b3+b4+b5+b6+b7+b8+b9+b10) \\ & = 282,600 \div 40 \\ & = \underline{7,065} \end{aligned}$$

○国の水準で支給した場合の給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10) \} \div \\ & (b1+b2+b3+b4+b5+b6+b7+b8+b9+b10) \\ & = 259,800 \div 40 \\ & = \underline{6,495} \end{aligned}$$

○対国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = \boxed{108.8}$$